

訪問看護 重要事項説明書

[令和6年 12月 16日現在]

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

◎ 訪問看護ステーション 湊(みなと) TEL : 096 - 247 - 6829 担当 友枝 宏介

【その他の窓口】

※熊本市健康福祉局福祉部介護保険課 TEL : 096 - 328 - 2347

※熊本県国民健康保険団体連合会 TEL : 096 - 214 - 1101(苦情相談窓口)

2 訪問看護ステーション の概要

(1) 事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	訪問看護ステーション湊
所在地	熊本県熊本市北区鶴羽田1丁目11-33 サンビレッジ長田II 102号
介護保険事業所番号	訪問看護 (4360191771) ステーションコード (0191771)
サービス提供地域	熊本市北区・合志市・山鹿市・菊池市

(2) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 (但し、祝日、12/29～1/3を除く)
営業時間	9:00～18:00
サービス提供対応日	365日
サービス提供退時間	24時間

(3) 職員体制

	資格	
管理者	看護師	1名 (訪問看護師と兼務)
訪問看護師	看護師、准看護師等	常勤換算2.5名以上 (1名は管理者と兼務)

(4) 事業計画及び財務内容について

事業計画及び財務内容については、利用者及びその家族にとどまらず全ての方に対し、求めがあれば閲覧することが出来るものとする。

3 事業の目的、運営方針

<事業の目的>

株式会社Sea Four が設置する訪問看護ステーション湊 (以下「事業所」という。) において実施する指定訪問看護事業 (以下「事業」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、当該事業所を行う事業所ごとに置くべき従事者 (以下「指定訪問看護従事者」という。) が、要介護状態にある利用者に対し、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

<指定訪問看護運営の方針>

- ① 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- ② 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な指定訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
- ③ 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行い、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービス提

供に努めるものとする。

- ④ 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- ⑤ 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行うものとする。
- ⑥ 適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問看護師等の就業環境が害されることを防止するため方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 訪問看護 居宅サービスについて

- 1) 病状の観察・経過観察・血圧・体温・脈拍等のチェック、医学的観点からの指導やアドバイス等を行うと共に、緊急性の必要な場合は、主治医との連携や緊急時の対応を行う
- 2) 療養上のお世話：身体の清潔の保持、入浴介助、食事・排泄のコントロールや相談助言、服薬管理
- 3) 創処置、主治医指示による、軟膏・創処置・褥瘡予防や工夫指導、経過処置
- 4) 居宅生活上のリハビリテーション・拘縮予防・機能回復・維持の為の訓練等
- 5) 医療機器等の管理在宅酸素、人工呼吸器、吸引処置、カテーテル留置等の管理
- 6) 医師の指示による在宅での補液等の管理、血糖値管理
- 7) ターミナルケア（終末期ケア）：疼痛コントロール、看取りの看護、家族等への支援
- 8) 認知症のケア、予防、相談、事故防止、工夫等のアドバイス他、低栄養、脱水、機能低下、閉じ込めり等の家族への支援、相談対応
- 9) 精神障害者のケア

5 サービスの利用方法と保険の関係

・介護保険での訪問看護

- ① 65歳以上の第1号被保険者で介護認定審査の結果、要介護と認定された方
- ② 40歳以上65歳未満の第2号被保険者（特定疾病）で介護認定審査の結果、要介護と認定された方

※訪問看護は、介護保険法が健康保険法等に優先するために、介護保険の要介護等被保険者は、介護保険制度の訪問看護となります。但し、要介護（要支援）であっても以下の場合には、健康保険での訪問看護となります。

・健康保険での訪問看護

- ① 40歳までの医療保険加入者
- ② 40歳上65歳未満の16特定疾病及び65歳以上の方で、要支援・要介護に該当しない方
- ③ 要支援・要介護のうち
 - ・ がん末期
 - ・ 厚生大臣が定める特定疾病（医療の訪問看護と定めている疾病）
 - ・ 中心静脈栄養の方
 - ・ 気管切開利用者、真皮を越える褥瘡の方（2週毎/月2回）
 - ・ 3日以上在宅での末梢補液（特別指示書 1週間毎/2回）
 - ・ ターミナル期、終末期（特別指示書 1回/月 2週間まで）
 - ・ 急性増悪期（特別指示書 1回/月 2週間まで）
 - ・ 退院直後の事由による方（特別指示書 1回/月 2週間まで）
- ④ 精神科訪問看護（認知症は除く）

※介護保険も医療保険も、掛かり付け医から訪問看護が必要と認めた方に対して、医師の指示書が交付され、訪問看護の利用が可能となります。

6 費用について

◆ 介護保険費用

(1) 訪問看護費

20分未満 (24時間体制、20分以上/週1回)	314 単位
30分未満	471 単位
30分以上60分未満	823 単位
60分以上90分未満	1,128 単位
理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (1日に2回を超えて実施する場合は90/100)	294 単位

○准看護師の訪問含む場合は所定額の90/100

○事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者訪問は所定額の90/100

○上記以外の建物に居住する利用者を訪問する場合は、当該建物に居住する利用者が20人以上であるものについて所定額の90/100

○事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合所定額の85/100

○理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の訪問回数が看護職員の訪問回数を超えている場合又は特定に加算を算定していない場合、1回につき-8単位減算

○介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

(2) その他、加算

① 早朝・夜間加算	基本単位の	25/100 加算
② 深夜加算	基本単位の	50/100 加算
③ 複数名訪問加算	30分未満	254 単位
	30分以上	402 単位
④ 長時間訪問看護加算		300 単位
⑤ 緊急時訪問看護加算(Ⅰ) (月1回)		600 単位
緊急時訪問看護加算(Ⅱ)		574 単位
⑥ 特別管理加算Ⅰ (月1回)		500 単位
⑦ 特別管理加算Ⅱ (月1回)		250 単位
⑧ 初回加算(Ⅰ)		350 単位
初回加算(Ⅱ)		300 単位
⑨ 退院時共同指導加算		600 単位
⑩ ターミナルケア加算		2,500 単位
⑪ 看護・介護職員連携強化加算 (月1回)		250 単位
⑫ 看護体制強化加算 (Ⅰ) (月1回)		550 単位
⑬ 看護体制強化加算 (Ⅱ) (月1回)		200 単位
⑭ サービス提供体制強化加算 (1回につき)		6 単位
⑮ 口腔連携強化加算(1回につき)		50 単位

◆ 医療保険費用 ※ご加入の医療保険負担割合によります。

(1) 後期高齢者医療費保険証をもっている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費保険者証に記載
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の2割	
	訪問看護に要する費用の3割	

(2) その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

※訪問看護には基本療養費・管理療養費があります。

訪問看護基本療養費 精神科訪問看護基本療養費	+	訪問看護 管理療養費	+	訪問看護 情報提供療養費	+	ターミナル 療養費
+		+				
加算		加算				

1. 訪問看護基本療養費について

(1) 訪問看護基本療養費Ⅰ

	看護師	准看護師
週3日まで	5,550円×訪問日数	5,050円×訪問日数
週4日目以降	6,550円×訪問日数	6,050円×訪問日数
	専門的な看護師	-
1名につき月1回	12,850円	-
	理学療法士等	-
	5,550円×訪問日数	-

(2) 訪問看護基本療養費Ⅱ (同一建物居住者)

同一日に2人	看護師	准看護師
週3日まで	5,550円×訪問日数	5,050円×訪問日数
週4日目以降	6,550円×訪問日数	6,050円×訪問日数
	専門的な看護師	-
1名につき月1回	12,850円	-
	理学療法士等	-
	5,550円×訪問日数	-
同一日に3人以上	看護師等	准看護師等
週3日まで	2,780円×訪問日数	2,530円×訪問日数
週4日目以降	3,280円×訪問日数	3,030円×訪問日数
	専門的な看護師	-
1名につき月1回	12,850円	-
	理学療法士等	-
	2,780円×訪問日数	-

(3) 訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	8,500円 (1回/日)
※厚生労働大臣が定める疾患の利用者が在宅療養に備えた一時的な外泊をされる方で、 訪問看護が必要な場合	
(4) 加算	
① 緊急時訪問看護加算	
月14日目まで	2,650円 × 緊急訪問日数
月15日目以降	2,000円 × 緊急訪問日数
② 難病等複数回訪問加算	
2回/日	4,500円
3回以上/日	8,000円
同一建物内	
2回/日	
(1) 同一建物内1名	4,500円
(2) 同一建物内2名	4,500円
(3) 同一建物内3名以上	4,000円
3回/日	
(1) 同一建物内1名	8,000円
(2) 同一建物内2名	8,000円
(3) 同一建物内3名以上	7,200円
③ 長時間訪問看護加算 (90分を超える訪問看護)	5,200円 (週1回)
④ 乳幼児加算 (6歳未満)	
厚生労働大臣が定めるもの	1,800円
上記以外の場合	1,300円
⑤ 複数名訪問看護加算 (1人以上の看護職員との同行)	
・看護師等との訪問	4,500円 (週1回)
・准看護師との訪問	3,800円 (週1回)
・看護補助者との訪問	3,000円 × 訪問回数
3回以上/日	8,000円
同一建物内	
イ 看護師等	
(1) 同一建物内1名	4,500円
(2) 同一建物内2名	4,500円
(3) 同一建物内3名以上	4,000円
ロ 准看護師等	
(1) 同一建物内1名	3,800円
(2) 同一建物内2名	3,800円
(3) 同一建物内3名以上	3,400円
ハ 看護補助者 (ニ以外)	
(1) 同一建物内1名	3,000円
(2) 同一建物内2名	3,000円
(3) 同一建物内3名以上	2,700円
ニ 看護補助者 (別表7・8、特別指示書)	
① 1日に1回の場合	
(1) 同一建物内1名	3,000円
(2) 同一建物内2名	3,000円

(3)同一建物内3名以上	2,700円
② 1日に2回の場合	
(1)同一建物内1名	6,000円
(2)同一建物内2名	6,000円
(3)同一建物内3名以上	5,400円
③ 1日に3回以上の場合	
(1)同一建物内1名	10,000円
(2)同一建物内2名	10,000円
(3)同一建物内3名以上	9,000円

(別表7,8及び特別指示の場合は週4回以上訪問可)

(対象となる利用者)

- ・末期の悪性腫瘍等、厚生労働大臣が定める状態の方
- ・特別訪問看護指示書期間中の方
- ・特別な管理を必要とする方
- ・暴力行為に著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる方

- ⑥ 夜間・早朝訪問看護加算 2,100円×緊急訪問日数
 ⑦ 深夜訪問看護加算 4,200円×緊急訪問日数

2. 精神科訪問看護基本療養費について

(1) 精神科訪問看護基本療養費Ⅰ

		看護師	准看護師
週3日まで	30分以上	5,550円×訪問日数	5,050円×訪問日数
	30分未満	4,250円×訪問日数	3,870円×訪問日数
週4日目以降	30分以上	6,550円×訪問日数	6,050円×訪問日数
	30分未満	5,100円×訪問日数	4,720円×訪問日数

(2) 精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者：2人まで)

		看護師	准看護師
週3日まで	30分以上	5,550円×訪問日数	5,050円×訪問日数
	30分未満	4,250円×訪問日数	3,870円×訪問日数
週4日目以降	30分以上	6,550円×訪問日数	6,050円×訪問日数
	30分未満	5,100円×訪問日数	4,720円×訪問日数

精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (同一建物居住者：3人以上)

		看護師	准看護師
週3日まで	30分以上	2,780円×訪問日数	2,530円×訪問日数
	30分未満	2,130円×訪問日数	1,940円×訪問日数
週4日目以降	30分以上	3,280円×訪問日数	3,030円×訪問日数
	30分未満	2,550円×訪問日数	2,360円×訪問日数

- (3) 訪問看護基本療養費Ⅳ (外泊中の訪問看護) 8,500円 (1回/日)
 ※特別管理加算や厚生労働大臣が定める疾患等の場合は2回)

(4) 加算

① 精神科緊急時訪問看護加算 (1日につき)

- 月14日目まで 2,650円×緊急訪問日数
 月15日目以降 2,000円×緊急訪問日数

②	長時間精神科訪問看護加算 (1回につき)	
③	5,200円×訪問日数	
④	複数名精神科訪問看護加算 (30分未満を除く)	
	・保健師・看護師と他の保健師・看護師・作業療法士との訪問 (週3回、又は回数制限なし)	4,500円
	・同上と准看護師との訪問 (週3回、又は回数制限なし)	3,800円
	・同上と看護補助者又は精神保健福祉士との訪問 (週1回)	3,000円
	・同一建物内	
	イ 保健師または看護師	
	(1) 同一建物内1名	4,500円
	(2) 同一建物内2名	4,500円
	(3) 同一建物内3名以上	4,000円
	ロ 准看護師による場合	
	(1) 同一建物内1名	3,800円
	(2) 同一建物内2名	3,800円
	(3) 同一建物内3名以上	3,400円
	ハ 作業療法士による場合	
	(1) 同一建物内1名	3,000円
	(2) 同一建物内2名	3,000円
	(3) 同一建物内3名以上	2,700円
	ニ 看護補助者 (別表7・8、特別指示書)	
	① 1日に1回の場合	
	(1) 同一建物内1名	3,000円
	(2) 同一建物内2名	3,000円
	(3) 同一建物内3名以上	2,700円
	② 1日に2回の場合	
	(1) 同一建物内1名	6,000円
	(2) 同一建物内2名	6,000円
	(3) 同一建物内3名以上	5,400円
	③ 1日に3回以上の場合	
	(1) 同一建物内1名	10,000円
	(2) 同一建物内2名	10,000円
	(3) 同一建物内3名以上	9,000円
⑤	夜間・早朝訪問看護加算	2,100円×訪問日数
⑥	深夜訪問看護加算	4,200円×訪問日数
⑦	精神科複数回訪問加算 ※精神科重症患者早期集中支援管理料を算定する方が対象)	
	1日に2回	4,500円×訪問日数
	1日に3回以上	14,500円×訪問日数
	同一建物内	
	① 1日に1回の場合	
	(1) 同一建物内1名	3,000円

(2) 同一建物内2名	3,000円
(3) 同一建物内3名以上	2,700円
② 1日に2回の場合	
(1) 同一建物内1名	6,000円
(2) 同一建物内2名	6,000円
(3) 同一建物内3名以上	5,400円
③ 1日に3回以上の場合	
(1) 同一建物内1名	10,000円
(2) 同一建物内2名	10,000円
(3) 同一建物内3名以上	9,000円

3. 訪問看護管理療養費について

(1) 訪問看護管理療養費	
・ 月の初回訪問時	7,670円
・ 2日目以降 (1)	3,000円
(2)	2,500円
(2) 加算	
① 24時間対応体制加算	
看護業務の負担軽減の取組を行っている場合(月1回)	6,800円
上記以外の場合	6,520円
② 介護・看護職員連携強化加算	2,500円(月1回)
③ 退院時共同指導加算(がん末期等は2回まで可)	8,000円(月1回)
更に特別管理指導加算(特別管理加算の対象)	2,000円(月1回)
④ 退院支援指導加算(退院日)	
厚生労働大臣が定める長時間の訪問	8,400円
上記以外	6,000円
⑤ 在宅患者連携指導加算	3,000円(月1回)
⑥ 在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円(月2回)
⑦ 精神科重症患者早期集中支援管理加算	イ 8,400円(月1回)
	ロ 5,800円(月1回)
⑧ 特別管理加算 I	5,000円(1回/月)
特別管理加算 II	2,500円(1回/月)
⑨ 訪問看護医療DX 情報活用加算	50円

4. その他

① 訪問看護情報提供療養費	1,500円(1回/月)
② 訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000円
訪問看護ターミナルケア療法費 2	10,000円(特別養護老人ホーム等)
※在宅で死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアで、24時間以内に在宅以外での死亡含み、介護保険の訪問看護と通算可	
③ 訪問看護ターミナルケア療養費 2	10,000円
※特別養護老人ホーム等で看取り介護加算を算定し、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケア(24時間以内に特別養護老人ホーム等以外での死亡含む)	

7 その他の費用

- ① 衛生材料や交通費は実費となります。
- ② 死亡時にはエンゼルケアを実施させていただいた場合、費用は10,000円(税別)実費になります。

す。

8 交通費

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費。

通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収させていただきます。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から往復1キロメートル当たり20円加算させていただきます。

9 キャンセル料金

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金を頂きます。キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：訪問看護ステーション湊 TEL：096-247-6829)

① ご利用日の前営業日の17時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の前営業日の17時までにご連絡がなかった場合	当該基本料金の50%
③ 当日の利用時間1時間前までにご連絡がない場合	当該基本料金の100%

10 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月20日前後までに当月分の料金を請求いたしますので、指定する期日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

11 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ・ 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ・ 利用者又は家族からの金銭、飲食の授受
- ・ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ・ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ・ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため、緊急をやむを得ない場合は除く)
- ・ 利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

12 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	
	連 絡 先	
ご家族	氏 名(続 柄)	
	連 絡 先	

13 虐待の防止について

当事業所は、お客様の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	友枝 宏介
-------------	-------

- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う事が出来るものも含む)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ③ 虐待防止のための指針を整備しています。
- ④ 訪問看護員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

14 業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、サービス提供を継続的に実施するために次に掲げる必要な措置を講じます。

- ① 業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとし
ます。

15 身体拘束等の適正化

- ① 利用者様又は他の利用者様等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者様の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします。

16 当法人の概要

(1) 株式会社Sea Four の概要

- | | |
|--------------|-----------------------|
| ① 名 称 | 株式会社Sea Four |
| ② 代表者役職・氏名 | 代表取締役 川添好史 |
| ③ 主たる事務所の所在地 | 熊本県山鹿市方保田 1 0 1 3 - 1 |

【事業所】

事業所の所在地：熊本県熊本市北区鶴羽田 1 丁目 11-33 サンビレッジ長田Ⅱ 102 号

事業所名：訪問看護ステーション湊
(介護保険事業所番号 4360191771)

重要事項説明者 _____ 印

上記の内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

利用者氏名 _____ 印

署名代行事由： _____

署名代行者氏名 _____ 印